

新潟市海辺の森条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年 7月 8日

新潟市長

中原八一

新潟市条例第31号

新潟市海辺の森条例の一部を改正する条例

新潟市海辺の森条例（平成10年新潟市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条各号を次のように改める。

- (1) 展望塔
- (2) 遊歩道
- (3) キャンプ場

ア テントサイト

イ 炊事棟

ウ つどいのホール

エ 談話室

オ 温水シャワー

第2条の2を次のように改める。

(キャンプ場の利用期間等)

第2条の2 キャンプ場の利用期間は、4月29日から10月31日までとする。

2 キャンプ場の利用時間（第5条第2項の規定によりキャンプ場の利用の許可を受けたものが利用できる時間をいう。）は、次の表に定めるものとする。

区分	利用時間
テントサイト 炊事棟	(1) 宿泊（1泊）に係る利用にあっては、午前9時から翌日の午前9時まで又は午後4時から翌日の午後4時まで。

	(2) 日帰りに係る利用にあつては、午前9時から午後4時まで。
つどいのホール 談話室 温水シャワー	午前9時から午後9時まで。ただし、テントサイトに宿泊利用者がいないときは、午後5時まで。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、指定管理者からの申出等により必要があると認めるときは、利用期間及び利用時間を変更し、又は臨時に利用しないことができる。

4 市長及び指定管理者は、前項の規定により利用期間及び利用時間を変更等する場合は、速やかに、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

第10条を次のように改める。

(原状回復)

第10条 利用者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに原状を回復しなければならない。

- (1) 第4条第1項の許可を受けてする同項に規定する行為を終了した場合
- (2) 第5条の許可を受けてするキャンプ場の利用を終了した場合
- (3) この条例の規定による許可を取り消された場合
- (4) 行為の中止を命ぜられた場合
- (5) 海辺の森からの撤去を命ぜられた場合

2 市長は、前項の規定による原状回復について必要な措置を命ずることができる。

第11条から第13条までを削り、第14条を第11条とし、第15条を第12条とし、第16条を第13条とする。

第17条第1号中「海辺の森における行為及び海辺の森の利用の」を「この条例の規定による」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) 第10条第2項の規定による原状回復について必要な措置の命令に関する業務第17条を第14条とする。

第20条を第21条とし、第19条を第20条とし、第18条を第19条とし、第14条の次に次の4条を加える。

(利用料金)

第15条 行為者は第4条第1項に掲げる行為の実施について、キャンプ場利用者はキャンプ場の利用について、それぞれに係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第1及び別表第2に定める額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により指定管理者の収入とする。

(利用料金の免除)

第16条 指定管理者は、特別の理由があると認める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の不還付)

第17条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認める場合は、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(利用料金の免除及び還付の基準)

第18条 第16条の規定による免除及び前条ただし書の規定による還付に関する基準及び手続は、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第15条関係）

行為の区分	単位	利用料金の上限額（円）
-------	----	-------------

行商	1日	100
業として行う写真、映画撮影又は興行	1月	1,600
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し	1日1平方メートル	10

備考

- 1 利用料金の上限額が月額で定められている場合に係る利用期間に1月未満の端数があるときは、その端数の日は1月として計算する。
- 2 利用料金の上限額が面積で定められている場合に係る利用面積1平方メートル未満の端数があるときは、その端数の面積は1平方メートルとして計算する。
- 3 行為者が許可を受けた事項を行うことについて、特別に、電気、ガス、水道、冷暖房又は電話を利用した場合は、これらの実費を徴収することができる。

別表第2（第15条関係）

キャンプ場の利用区分			利用料金の上限額 (円)
テントサイト（通常期）	1区画	1泊につき	2,000
		日帰りにつき	1,000
テントサイト（繁忙期）	1区画	1泊につき	4,000
		日帰りにつき	2,000
常設テントサイト（通常期）	1区画	1泊につき	3,500
		日帰りにつき	2,500
常設テントサイト（繁忙期）	1区画	1泊につき	5,500
		日帰りにつき	3,500
入場料	1人	1泊につき	400

	日帰りにつき	200
つどいのホール（専用利用する場合に限る。）	1回につき	1,000
談話室（専用利用する場合に限る。）	1回につき	500
温水シャワー	1回につき	100

#### 備考

- 「繁忙期」とは土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の前日並びに4月29日から5月10日まで、7月25日から8月25日まで及び9月15日から9月25日までの期間をいい、「通常期」とは繁忙期以外の期間をいう。
- 「常設テントサイト」とは、常設テントを設置したテントサイトをいう。
- 入場料は、テントサイト（常設テントサイトを含む。）の利用の許可を受け、当該テントサイトを利用しようとする者から徴収する。
- 「1回」（温水シャワーを除く。）とは、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで又は午後5時から午後9時までをいう。
- 常設テント以外のテント、鍋等の貸出物品に係る利用料金の上限額については、実費等を勘案して市長が別に定める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。

##### （準備行為）

- キャンプ場の利用期間及び利用時間を変更する行為、利用料金の額並びに免除及び還付の基準を定める行為並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行

の日（以下「施行日」という。）前においても、改正後の新潟市海辺の森条例（以下「新条例」という。）の規定の例により行うことができる。

（経過措置）

- 3 新条例第15条の規定は、施行日以後の行為の実施及び利用について適用し、施行日前の行為の実施及び利用については、なお従前の例による。